

令和4年12月8日

お客さま各位

カードローン「きゃっする」契約規定等改定のお知らせ

烏山信用金庫

平素はご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当金庫では、令和5年1月4日（水）より、信金ギャランティ株式会社保証付商品「カードローンきゃっする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規程等

- (1) [カードローン契約規定【新旧対照表：PDF】](#)
- (2) [保証委託約款【新旧対照表：PDF】](#)

2. 主な改定事項

- (1) 新規貸越期限の変更
- (2) 期限の利益喪失要件の変更
- (3) 民法改正に合わせた表現方法の変更

3. 改定日

令和5年1月4日（水）より

以上

【本件内容に関するお問い合わせ先】

お取引店またはお近くの店舗までお問い合わせください。